

2019.10.15現在

**特定の学資としての資金の貸付けに係る消費
貸借契約書の印紙税の非課税措置に係る確認
～申請の手引き～**

文部科学省高等教育局学生・留学生課

I 申請準備～申請～確認までの流れ

この手引きは、奨学金貸与事業について、消費貸借契約書の印紙税の非課税対象事業となることを希望する者が、文部科学大臣の確認を受けるために必要な申請作業内容を御案内しています。

手続きの流れは、以下のとおりです。

印紙税非課税制度の概要・要件を御確認下さい。

⇒ 印紙税非課税制度について(P2)

⇒ 求められる要件について(P3～4)

文部科学大臣の確認を受けようとする場合には、「確認申請書」(7ページ参照)に必要事項を記入の上、次の書類を添付して申請して下さい。

①…申請する事業の募集要項

②…申請する事業の消費貸借契約書のひな型

③…その他参考となる事項(パンフレット等)

募集期間中に申請する(P8)

文部科学省において必要事項の確認
(確認された場合、確認書を発行)

II 総論

1. 印紙税非課税制度について

(1) 概要

奨学金貸与事業に係る消費貸借契約書の印紙税については、平成 28 年度の税制改正において、租税特別措置法(昭和 32 年法律第 26 号)が改正され、非課税となる仕組みが創設されました。これまで、一定の団体が作成したものを除き、奨学金の貸付けに当たって消費貸借契約書を作成する場合、貸与額に応じて印紙税が課されることとなっていました。本制度においては、

①

奨学金貸与事業が一定の要件（次ページ参照）を満たすことを文部科学大臣が確認し、

②

消費貸借契約書に租税特別措置法第 91 条の 3 第 2 項の規定の適用により印紙税が課されない旨の表示がある（今後の法令改正により条文番号に変更があり得ますので御注意ください）場合には、当該消費貸借契約書の印紙税が非課税となります。

(注)この手引きは、上記①についての文部科学大臣の確認について解説しています。

印紙税は、文書の作成者が納めることとなっていますが、本制度の活用によって、①奨学金の実施主体については、印紙税分を奨学金の原資にまわすことが可能となること、また、②奨学金の利用者については、印紙税分の負担が軽減されることから、奨学金制度が一層充実したものとなることが期待できます。

※本制度は当初、平成 31 年 3 月 31 日までを期限として創設されましたが、「平成 31 年度税制改正の大綱」(平成 30 年 12 月 21 日閣議決定)において「特定の学資としての資金の貸付けに係る消費貸借に関する契約書の印紙税の非課税措置の適用期限を 3 年延長する」とされ、本制度は令和 4 年 3 月 31 日まで延長されることとなりました。

※都道府県等が行う高等学校等の生徒に対して無利息で行う奨学金貸与事業に係る消費貸借契約書については、引き続き、租税特別措置法(昭和 32 年法律第 26 号)第 91 条の 3 第 1 項の規定により印紙税が非課税となりますので、新たに確認申請をする必要はありません。

(2) 具体的な非課税額

消費貸借契約書に記載される額に応じ、以下のとおり印紙税が課税されることとなりますが、本制度が適用された場合は非課税となります。

- ・金額の記載がないもの又は 10 万円以下のもの・・・200 円
- ・10 万円を超え 50 万円以下のもの・・・400 円
- ・50 万円を超え 100 万円以下のもの・・・1,000 円
- ・100 万円を超え 500 万円以下のもの・・・2,000 円

2. 要件

(1) 総論

奨学金貸与事業について、以下の全ての要件を満たす必要があります。

注：奨学金の種類ごとに満たす必要があり、同じ法人・個人で複数の奨学金貸与事業を実施している場合には、それぞれ申請・確認が必要となります。

<要件1> 高等学校段階以上の学校に通う学生・生徒を対象にした貸付けであること

<要件2> 独立行政法人日本学生支援機構が実施する第二種学資金の対象となる者と同程度の経済的理由により修学が困難な者を対象とした貸付であること

<要件3> 無利息の貸付けであること

<要件4> 特定の法人等の従業者やその親族のみを対象とする貸付けではないこと

<要件5> 貸与主体への就職等、貸与主体に直接的な利益をもたらすような条件を付したものでないこと

<要件1について>

学校教育法(昭和22年法律第26号)に規定する、高等学校、中等教育学校、特別支援学校の高等部、大学、高等専門学校、専修学校(高等課程、専門課程)の学生・生徒を対象とする貸付けです。これら以外の、専修学校一般課程や各種学校などの学校又は学校教育法に規定する学校以外の施設に通う者に対する貸付けは対象となりません。

※保護者への貸付けは、対象外です。

<要件2について>

独立行政法人日本学生支援機構が実施する第二種学資金の対象となる者と同程度(※)の経済的理由により修学が困難な者を対象とした貸付けです。経済的要件を付していないものや、第二種学資金よりも著しく高い家計基準を設定している貸付けについては、対象とはなりません。

※独立行政法人日本学生支援機構が実施する第二種学資金の対象となる家計基準は、4人世帯の場合、年収1,096万円程度(給与所得)とされています(令和2年度、自宅、国公立大学の場合)。

<要件3について>

無利息の貸付けである必要があり、有利息の貸付けは対象とはなりません。

<要件4について>

貸与対象者を特定の法人等の従業者やその親族に限定しているもの(福利厚生の一環で企業等が従業者の関係者に限定して貸し付けるもの等)は対象とはなりません。

なお、貸与対象者を限定しているもの全てが対象とならないわけではなく、例えば、家計の所得水準や学生等の出身地域によって対象者を限定するような貸付けは対象となりえます。

<要件5について>

貸与の条件として、卒業後に貸与主体への就職や一定期間の勤務を求める等、実質的に貸与主体の人材養成のために実施するもの等で、貸与主体に直接的な利益をもたらす貸付けは対象とはなりません。

<ケーススタディ①: 貸与主体への就職について>

○株式会社A(製薬会社)が実施する無利子奨学金貸与事業。

○将来的に、医療系や薬品系の仕事に従事することを条件として、大学生・大学院生に貸与する。

→本制度における非課税措置の対象

理由

○「医療系」の仕事という条件はあるものの、貸与主体に勤務することが必須の条件とはなっていないため(貸与主体に結果として就職することがあっても、必須の条件とされていない場合は非課税措置の対象となりえる。)

<ケーススタディ②: 貸与対象となる学校種について>

○学校法人Bが実施する無利子奨学金貸与事業。

○学校法人Bが設置する大学、高等学校、各種学校の生徒に貸与する。

→本制度における非課税措置の対象外

理由

○各種学校の生徒を対象としているため。

※なお、本ケースにおいて、大学・高等学校を対象とする貸与事業と、各種学校を対象とする貸与事業を別々の事業とし、大学・高等学校を対象とする事業がその他の要件を満たせば非課税対象となる。

<ケーススタディ③: 貸与対象者の限定について>

○個人Cが実施する無利子奨学金貸与事業。

○所得制限は日本学生支援機構第二種学資金と同程度。

○個人Cが自らの経営する会社C'の従業員を対象として奨学金を貸与する。

→本制度における非課税措置の対象外

理由

○特定の会社C'の従業員のみを対象としているため。

III 申請作業内容

1. 申請～確認までの全体像

非課税対象事業となるには、租税特別措置法等に定められている前述の要件を満たしていることについて、文部科学大臣の確認を受けるため、申請を行う必要があります。

申請に基づき、文部科学省において要件を満たしていると判断した場合に確認書を発行します。

【確認の有効期限】

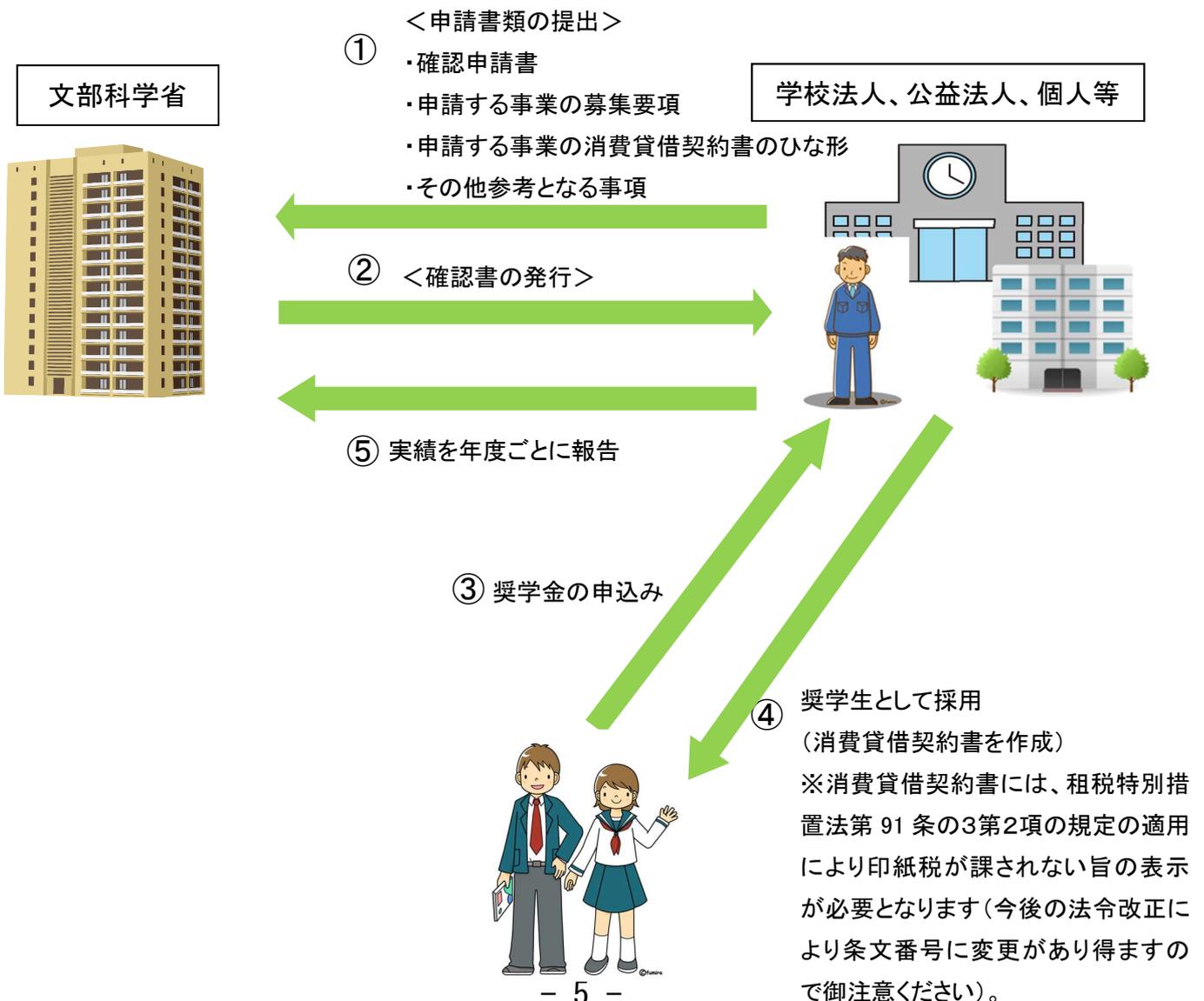
確認の有効期限は、確認を受けた日から3年以内の文部科学大臣が定める期限内です。

※確認を受けた日より前に結んだ契約への遡及適用はできません。

【確認書発行後の手続き】

有効期限内は、原則として、非課税措置に係る新たな書類の提出は必要ありません。

ただし、有効期限内に非課税対象となっている奨学金貸与事業の要件を変更し、それが本措置の要件を満たさなくなった場合には、文部科学省へ報告する必要があります。この場合、変更後の募集要項に基づき作成する消費貸借契約書には従前と同じように印紙税が課されます。



2. 申請に先立つ準備

確認を受けようとする奨学金貸与事業の募集要項を作成して下さい。

P3～4に記載の要件を満たしていることを明らかにするために、該当部分にマーカーを引く等して分かりやすくして下さい。

【募集要項の記載方法イメージ】

●●奨学財団△△奨学金制度 募集要項
令和〇〇年〇月〇日決定

1. 実施主体

公益法人●●奨学財団

2. 対象者

高校生、大学生（学部、院）

3. 貸与額

月額3万円を無利子で貸与するものとする。

4. 貸与期間

原則、修業年限を超えない期間とする。

5. その他要件

理工系分野を専攻する者を対象とする。

・
・
・

3. 確認申請書（かがみ文書）の作成

以下の様式を文部科学省のホームページよりダウンロードの上、実施主体の所在地、事業の名称を記載いただくとともに、非課税措置の要件を満たしているかについて記入してください。

様式		
租税特別措置法に規定する学資としての資金の貸付けであることの確認申請書		
令和 年 月 日		
文部科学大臣 殿		
	〇〇法人 理事長	
	〇〇 〇〇 印	
以下の資金の貸付けは、租税特別措置法に規定する学資としての資金の貸付けであることの確認をお願いします。		
資金の貸付けを行う事業の名称		
実施主体の名称		
実施主体の所在地		
高等学校段階以上の学校に通う学生・生徒に対する貸付けであること (記載箇所：募集要項〇ページ)	はい ・ いいえ	
日本学生支援機構が実施する第二種学資金の対象となる者と同程度の経済的理由により修学が困難な者を対象とした貸付けであること (記載箇所：募集要項〇ページ)	はい ・ いいえ	
資金の貸付けに係る利息の有無 (記載箇所：募集要項〇ページ)	有 ・ 無	
特定の個人又は法人の代理人、使用人その他の従業者またはその親族のみを対象に貸し付けるものでない (記載箇所：募集要項〇ページ)	はい ・ いいえ	
貸付け主体への就職その他卒業後に当該貸付け主体に直接的な利益をもたらす条件を付して貸し付けるものでない (記載箇所：募集要項〇ページ)	はい ・ いいえ	
資金の貸付け事業の委託の有無 【委託している場合】 受託者名： 受託者の所在地：	有 ・ 無	
<table border="1"><tr><td>本件についての担当者 氏名 〇〇、〇〇 電話番号 〇〇-〇〇〇〇〇-〇〇〇〇 メールアドレス △△@□□. ■■■. jp ●●@□□. ■■■. jp</td></tr></table>		本件についての担当者 氏名 〇〇、〇〇 電話番号 〇〇-〇〇〇〇〇-〇〇〇〇 メールアドレス △△@□□. ■■■. jp ●●@□□. ■■■. jp
本件についての担当者 氏名 〇〇、〇〇 電話番号 〇〇-〇〇〇〇〇-〇〇〇〇 メールアドレス △△@□□. ■■■. jp ●●@□□. ■■■. jp		

備考 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

申請文書は公文書になりますので、押印が必要となります。

4. 申請する

申請期間中に①確認申請書、②申請する奨学金貸与事業の募集要項等、③申請する奨学金貸与事業の消費貸借契約書のひな形の3点とその他参考となる書類(該当があれば)を、以下の宛先までお送り下さい。申請しようとする制度を他の団体に委託している場合には、委託契約書等の委託部分分かる資料も、参考となる書類として提出が必要です。

なお、申請期間外には申請を受け付けることができませんので、申請期間は文部科学省ホームページ等で御確認下さい。なお、次回の申請期間は、令和元年11月11日～同年12月13日です。

※申請の際は、当該奨学金の内容を確認する前ですので、上記③のひな形は「消費貸借契約書に租税特別措置法第91条の3第2項の規定の適用により印紙税が課されない旨の表示」を記載していないひな形を提出してください。

※平成31年1月～2月の募集において確認を受けた法人・個人におかれては、今年度は申請不要です(確認を受けた場合の有効期限は確認書の日付(原則として平成34(令和4)年3月31日)まで)。

<文部科学省内の申請先>

〒100-8959 東京都千代田区霞が関3-2-2

文部科学省高等教育局学生・留学生課法規係

Tel. 03-5253-4111 (内線 2517)

メールアドレス: gakushi@mext.go.jp

IV 確認書を受けた場合

1. 証明の有効期限について

確認書の有効期限は確認書の日付までです。

2. 確認書の保存について

確認を受けた者は、確認書の有効期限の翌日から7年間、当該確認書を主たる事務所の所在地に保存しておく必要があります。

3. 実績の報告について

確認を受けた者は、年度ごとに本制度により非課税となった文書の作成件数等の報告をお願いいたします。

本報告は本制度の改善・充実を検討する際に必要であるため、御協力をお願いいたします。

なお、報告方法については、申請の際に申告していただくメールアドレスへ別途メールにてお知らせします。

<文部科学省内の報告先>

文部科学省高等教育局学生・留学生課法規係

Tel. 03-5253-4111（内線 2517）

メールアドレス : gakushi@mext.go.jp

V お問い合わせ先

その他御不明な点等ございましたら、以下にお問い合わせください。

<文部科学省内のお問い合わせ先>

文部科学省高等教育局学生・留学生課法規係

Tel. 03-5253-4111（内線 2517）

メールアドレス : gakushi@mext.go.jp